

4-15

医療費控除

(1) 医療費控除とは

- 医療費控除とは、病気・けがまたは出産で、生計を一緒にする家族が1月から12月までの1年間に支払った医療費の合計額が10万円を超えた場合、最高200万円まで控除が認められています(還付される税額は控除額の1~2割です)。
- 単に所得税が戻ってくるだけでなく、住民税についても同様の控除が受けられるというメリットがあります。
- 控除される医療費はあくまでも実際の負担分です。したがって、当組合から給付された額は除かれます。

(2) 控除の対象となる医療費

- 控除の対象となる主な医療費には次のようなものがあります。
- 医療費の自己負担額
病気・けがで支払った医療費のうち、当組合から給付された一部負担還元金、家族療養費付加金、高額療養費等を差し引いた額が控除の対象になります。
- 差額ベッド代
個人の希望で個室に入ったような場合は対象になりませんが、それ以外ならほとんど控除の対象になります。
- 自由診療で歯科医などにかかったときの代金
健康保険で認められていない高価な歯科材料を使って治療を受けるとその費用は患者負担になりますが、これも控除の対象になります。
- 出産費用
妊娠と分かった最初の診療から通院、入院、そして出産、さらに産後の検診にいたるまでにかかった費用の合計額から、健康保険から給付される出産育児一時金を差し引いた額が対象になります。
- 薬局で買った薬代
薬局で購入した医薬品も原則として認められます。ただし健康保持のためのビタミン剤などは対象外です。
- あんま、指圧、はり、きゅう、マッサージなどにかかった費用
医師から治療上必要があると認められてかかった場合に限られます。肩こり等でマッサージ師にかかったような場合は対象になりません。また、当組合から給付を受けられるときは、その額が差し引かれます。
- 通院のための交通費
タクシーなどで通った場合も、その使用が妥当と認められると対象になります。
- 人間ドックの費用
人間ドックや検診の費用は原則として認められません。しかし検査の結果「重大な病気」が発見され、引き続いて治療を受けるようなときは、控除の対象になります。
以上が控除の対象となる主なものですが、被保険者および被扶養者がかかった、これらの医療費を合計して年間10万円を超えると、医療費控除が受けられます。

(3) 申告の時期、手続き

- 医療費控除は、毎年2月16日から3月15日までに居住地の所轄税務署に申告します。
- 申告していなかった分は、5年前の分まで控除を受けることができます。

4. 給付関係

- 申告に必要なものは給与所得の源泉徴収票、医療費の領収書または支払ったことを証明できる書類、印鑑です。これらを持って税務署に行き、備え付けの確定申告書に記入して提出します。

(4) 上手に控除を受けるために

- 医療費控除を受ける場合、証拠書類として領収書が必要です。医療費を支払ったら、必ず領収書をもらうようにしましょう。薬局で薬を買った場合は、それが治療用の薬であることが分るように、そのときの病名と薬品名をレシートに記入しておきます。
- どうしても領収書がもらえないときは、治療を受けた月日、病院名、病名、支払った金額を細かく記録したもので認めてくれる場合があります。したがって医療機関にかかったら、そのつど家計簿等に受診の記録をつけておくことが大切です。タクシーなどで通院した場合は、月日、金額、会社名、ナンバー、運転手名をメモしておくようにします。
- 当組合からお送りする「医療費と給付金支給額のお知らせ」も医療費支出の参考として必ず保管しておきましょう。

(5) 問い合わせ

- 医療費控除についての詳しいことは居住地の税務署にお問い合わせください。